

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	佐伯市

## 佐伯市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐伯市農林水産部林業課林業振興係  
所在地 大分県佐伯市中村南町1番1号  
電話番号 0972-22-4214  
FAX番号 0972-22-3477  
メールアドレス rinmu@city.saiki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	佐伯市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果物類、野菜類	5,366千円 3.68ha
シカ	水稲、果物類、野菜類、造林木	1,943千円 1.00ha
サル	果物類、野菜類、穀物類	3,034千円 0.96ha
アナグマ	果物類、野菜類	1,068千円 0.39ha
カラス	野菜類	134千円 0.01ha
スズメ	水稲	0千円 0ha
カワウ	アユ	544千円 155kg
タヌキ	果物類	0千円 0ha
アライグマ	野菜類	0千円 0ha
カワラバト	水稲	0千円 0ha
ノウサギ	造林木	0千円 0ha
ヒヨドリ	果物類、野菜類	0千円 0ha
ヒドリガモ	麦	168千円 1,120kg

## (2) 被害の傾向

イノシシに関しては、水稻や野菜全般に渡る農地作物の被害が年間通じて発生している。(被害 増加傾向)

シカについては、水稻、果物類を中心に年間を通して被害が発生しており、山林においても、植栽地の食害による立ち枯れなどの被害を受けている。(被害 減少傾向)

サルについては、果物類や野菜類をはじめ、しいたけも年間を通じた食害が発生している。(被害 減少傾向)

アナグマについては、果物類や野菜類、穀物類への被害報告が寄せられており、個体数の増加が懸念されている。(被害 増加傾向)

カラスについては、穀物類の被害区域が点在しており、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

スズメについては、平成30年度は被害が確認されなかったものの、3か年の傾向から今後の被害が懸念される。(被害 未然防止)

カワウについては、番匠川、堅田川、北川水系での目撃情報に加え、アユ等の食害があり、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 増加傾向)

タヌキについては、家庭菜園レベルでの被害が点在しており、被害情報が集約できず、被害面積・被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

アライグマについては、現在被害報告はないが、市内や近隣市での捕獲が確認されており今後の被害が懸念されている。(被害 未然防止)

カワラバトについては、水稻の被害区域が点在しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

ノウサギについては、造林木の被害区域が点在しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

ヒヨドリについては、果樹や野菜等の被害区域が点在しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

ヒドリガモについては、麦の被害が河川付近の水田に発生しており、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 減少傾向)

過疎化や後継者不足等を抱える集落においては年間を通じ、有害鳥獣による農林作物の被害が続いており農林業収益の減少のみならず営農意欲も減退している状況である。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
イノシシ	3.68ha	2.57ha
シカ	1.00ha	0.70ha
サル	0.96ha	0.67ha

アナグマ	0.39ha	0.27ha
タヌキ	0ha	0ha
アライグマ	0ha	0ha
指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	5,366千円	3,756千円
シカ	1,943千円	1,360千円
サル	3,034千円	2,123千円
アナグマ	1,068千円	747千円
タヌキ	0千円	0千円
アライグマ	0千円	0千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲班を19班編制し、イノシシ、シカ、サル、小動物の捕獲報償金措置に加え、通年捕獲、全域捕獲を導入し捕獲圧を強化している。 アライグマについては、佐伯市アライグマ防除実施計画を策定し、国の特定外来生物防除の確認を受け、防除体制を確立している。	特定の地域でのイノシシによる農作物被害が発生しているほか、小動物による被害も報告されており、その実態把握が必要。 アライグマの捕獲が県内各地で確認されており、今後注視が必要。 佐伯市内の主要水系でのカワウシによる被害防止のため、捕獲強化を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	集中的かつ計画的に防護柵を整備し被害軽減を目指す「予防強化集落」を指定し、集落点検や防護柵の設置等を実施。 個人自らが設置する簡易な防護柵の設置経費の一部を助成している。	集落指定を受けた地域以外でのイノシシによる農林業被害額が増加している。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

イノシシ、シカ、サル、小動物（アナグマ、タヌキ、アライグマ）については引き続き国・県の補助を受けた有害鳥獣捕獲事業を活用して捕獲圧の強化を図る。また、集落点検や農作物被害調査などの実態調査に力を入れて、害獣の特性や地形等にあわせた防護柵の設置により、総合的な鳥獣被害の軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐伯市猟友会を19の有害鳥獣捕獲班に編制して有害鳥獣捕獲を推進し、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画捕獲を実施する。また、近隣市や宮崎県境近隣市等との広域的な連携を図り、県境や市境の捕獲強化を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、カラバト、ノネズミ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ	対象獣の捕獲に対し報償金を支給することで捕獲圧強化を図る。 対象鳥類は、銃での捕獲は難しいため、網での捕獲を検討する。 狩猟者確保対策の一環として、狩猟免許初心者講習会の受講費用に対する補助を行う。

R3	同上	同上
R4	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>平成30年度における捕獲実績は、イノシシ2,711頭、シカ4,781頭、サル65頭、アナグマ453頭、タヌキ262頭、アライグマ1頭となっている。イノシシは、農業被害が依然深刻であることから、耕作地周辺に生息するイノシシを重点的に捕獲するため、現状並みの捕獲計画数を維持して被害軽減を図るものとする。シカ、サルは、被害が減少傾向にあることから現状の捕獲圧を引き続き維持する。アナグマやタヌキは、家庭菜園での被害が散見されており、アライグマも今後本市への本格的な侵入が懸念されることから、捕獲圧を強化して被害の抑止に取り組む必要があると判断し、捕獲計画数を微増とした。</p> <p>その他の有害鳥獣は、被害の全容を体系的に把握できていないが、合計の目標数を100頭と設定し計画捕獲を実施する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	2,400	2,400	2,400
シカ	4,800	4,800	4,800
サル	100	100	100
アナグマ	660	730	800

タヌキ	330	360	390
アライグマ	10	10	10
カワラバト	10	10	10
ノウサギ	10	10	10
ヒヨドリ	10	10	10
カラス	20	20	20
スズメ	10	10	10
ヒドリガモ	20	20	20
カワウ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃器や箱ワナ、くくりワナ等により、年間を通して計画捕獲を実施する。アナグマ等小動物の捕獲については、被害情報等があれば、随時に小動物用箱罠等により捕獲を実施する。</p> <p>広域連携では、捕獲対策を強化するために、隣接他市及び宮崎県隣接市と連携し一斉捕獲に取り組む。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐伯市	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ、カワウ (許可権限委譲済：平成7年4月1日)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ シカ	ネット、金網柵等 2,900m	3,700m	3,700m
イノシシ	電気柵等 2,500m	2,500m	2,500m
サル	電気柵等 500m	500m	500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。



(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 2	イノシシ シカ サル カワウ	防護柵の管理、環境整備等についての集落点検を推進するとともに、予防強化集落向けの研修会を実施する。 サルについては、集落等を主体とした追い払い対策を支援する。 カワウについては、テグスを河川に張ることで、着水防止のための追い払いを実施する。
R 3	同上	同上
R 4	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

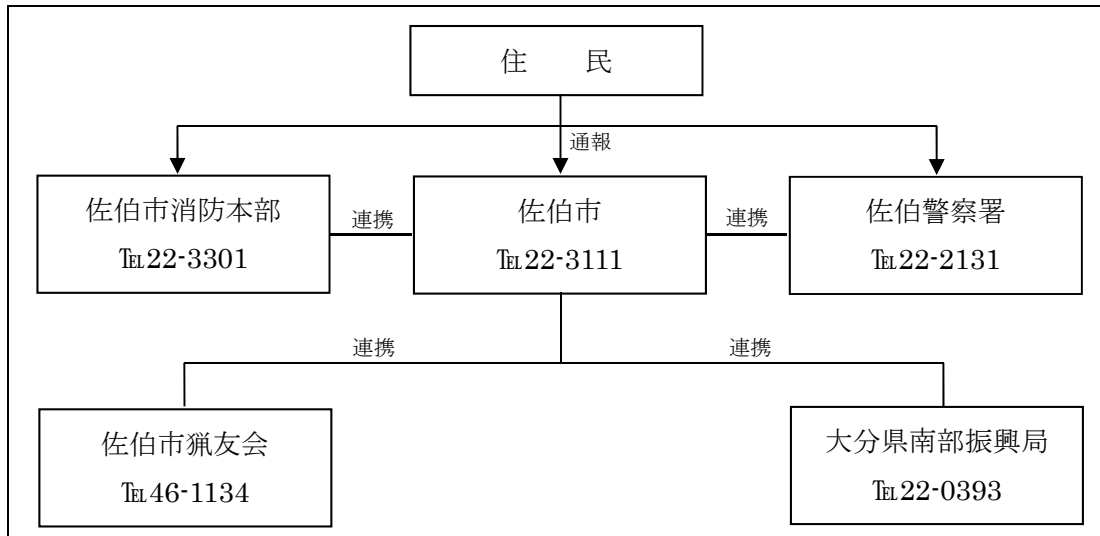
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の役割	役割
佐伯市	情報の収集、関係機関への連絡・調整、鳥獣の捕獲
大分県南部振興局	情報の収集
大分県佐伯警察署	情報の収集、鳥獣の捕獲
佐伯市消防本部	情報の収集、被害者の保護
佐伯市猟友会	情報の収集、鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処理施設等への持込み、捕獲現場等での埋設、捕獲後の個体の適正な処理を徹底する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

佐伯管内にあるジビエ加工処理施設を通じて、市内飲食店と連携したジビエ料理の普及や学校給食への活用などを検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐伯市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割

大分県南部農業共済組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
大分県農業協同組合	
番匠川漁業協同組合	内水面被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
佐伯市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
佐伯広域森林組合	森林被害の情報の集収及び被害防止対策の普及啓発
大分県南部振興局	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供
佐伯市	会の総括

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記載するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割の欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南部地域鳥獣被害現地対策本部	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供 集落点検活動等
大分県農林水産研究センター 林業試験場	シカ被害防止に関する情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置し、現在市職員6名(民間隊員0名)から構成されている。隊員は、捕獲活動及び被害防止対策の推進を行う。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他鳥獣被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に（協議会構成員が）積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合、漁業協同組合等の組織を利用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。